

支給申請時の提出書類チェックリスト（労働時間短縮・年休促進支援コース）

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和9年2月5日（金）のいずれか早い日まで

注意！ 交付申請時に電子申請していない方は、支給申請を電子申請することはできません。

< 提出書類 > ※必須書類が不足していると受付できない場合がありますので、申請前によくご確認のうえ申請をお願いします。

1	<input type="checkbox"/> 支給申請書	<input type="checkbox"/> 様式第10号	
	< 資料 A > 他の補助金等の助成内容が確認できる資料	【交付決定後に国や地方公共団体の他の補助金の申請・受給をしている場合】 <input type="checkbox"/> 申請書、交付決定通知書等の写し	
2	<input type="checkbox"/> 事業実施結果報告書	<input type="checkbox"/> 様式第11号 <input type="checkbox"/> 同(統紙1～5)	
		【時間外労働の上限設定を選択している場合】 <input type="checkbox"/> 様式第11号付票 【賃上げ加算を選択している場合】 <input type="checkbox"/> 様式第11号別添	
3	実施体制の整備のための措置に関する書類	<input type="checkbox"/> 議事録の写し（会議名称、日時（何時から何時まで）、実施場所、出席者（役職名入り）、議事内容の記載があるもの） <input type="checkbox"/> 話し合いを行った際の写真	
	< 資料 1 > 労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<input type="checkbox"/> 周知文書の写し	
	< 資料 2 > 労働時間等に関する苦情、意見、要望等を受け付けるための担当者の選任	<input type="checkbox"/> 事業場に掲示し周知した場合）掲示状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> 【文書交付・回覧で周知した場合】労働者全員の署名または押印があるもの	
4	< 資料 3 > 労働者に対する事業実施計画の周知	<input type="checkbox"/> 周知文書の写し（様式第1号別添・同統紙・同別紙1の内容が記載されているもの） <input type="checkbox"/> 【事業場に掲示し周知した場合）掲示状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> 【文書交付・回覧で周知した場合）労働者全員の署名または押印があるもの	
	< 資料 4 > 支給対象の事業の実施に関する証拠書類	<input type="checkbox"/> ①労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/> ②労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/> ③外部専門家によるコンサルティング <input type="checkbox"/> ④就業規則・労使協定等の作成・変更 <input type="checkbox"/> ⑤人材確保に向けた取組 <input type="checkbox"/> ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新 <input type="checkbox"/> ⑦労務管理用機器の導入・更新 <input type="checkbox"/> ⑧デジタル式運行記録計の導入・更新 <input type="checkbox"/> ⑨労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新	
5	< 資料 5 > 費用の支出に関する証拠書類	<input type="checkbox"/> 預金通帳及び銀行振込受領書の写し（ウェブ通帳の場合は入出金明細及び振込記録等の写し） - 振込日、振込先、振込金額、振込手数料がわかる資料 <input type="checkbox"/> 請求書（振込先、支払い内容等がわかるもの）の写し、領収書の写し等	
6	< 資料 6 > 成果目標の達成状況に関する証拠書類 ※全ての指定事業場が必要	<input type="checkbox"/> ①時間外・休日労働時間数の削減 <input type="checkbox"/> ②年休の計画的付与制度の導入 <input type="checkbox"/> ③時間単位年休及び特別休暇の導入	<input type="checkbox"/> 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに締結し、監督署へ届出した36協定書の写し <input type="checkbox"/> 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに施行し、監督署へ届出した就業規則の写し 【労働者10人未満で、監督署へ届出していない事業場の場合】 <input type="checkbox"/> 周知申立書【支給要領最終頁の参考様式】 <input type="checkbox"/> 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに締結された労使協定の写し
		<input type="checkbox"/> ④賃金の引上げ	<input type="checkbox"/> 対象労働者全員分の賃金台帳の写し（交付申請時に提出分より後から事業実施結果報告日までの支払い済み期間分） <input type="checkbox"/> 労基法で定める、労働日数や労働時間数等の法定記載事項が記載されているもの <input type="checkbox"/> 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに施行し、監督署へ届出している就業規則（賃金規定）の写し 【労働者10人未満で、監督署へ届出していない事業場の場合】 <input type="checkbox"/> 周知申立書【支給要領最終頁の参考様式】
		<input type="checkbox"/> ⑤割増賃金率の引上げ	<input type="checkbox"/> 【月給者の場合、時間換算額が算定できるもの】 <input type="checkbox"/> 月平均所定労働時間が確認できる資料（労働条件通知書、年間勤務カレンダー等） <input type="checkbox"/> 時間換算額を算出した計算式を記したもの <input type="checkbox"/> 対象労働者全員分の賃金台帳の写し（交付申請後から事業実施結果報告日までの期間） <input type="checkbox"/> 労基法で定める、労働日数や労働時間数等の法定記載事項が記載されているもの <input type="checkbox"/> 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに施行し、監督署へ届出している就業規則（賃金規定）の写し 【労働者10人未満で、監督署へ届出していない事業場の場合】 <input type="checkbox"/> 周知申立書【支給要領最終頁の参考様式】

<留意事項>

- ・労働局職員が事業場へ訪問し、審査に必要な調査等を行う場合があります。
- ・原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできません。
- ・追加的に書類を求めると、書類の補正を求められることがあります。
- ・交付決定後、事業の内容を変更となる場合は、変更内容を実施する前に「事業実施計画変更申請書(様式第4号)」等の提出が必要です。
- ・事業が交付決定時に定めた事業実施予定期間内に完了しない見込みの場合は、事前に「事業完了予定日変更報告書(様式第8号)」の提出が必要です。

※令和8年度の事業実施の最終期日は令和9年1月31日です。

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クスタタワー15F  
兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課  
TEL : 078-367-0700 / FAX : 078-367-9050  
E-mail : hyogo-kikaku@mhlw.go.jp

※メールは追加資料の受信専用です。申請や質問はできません。  
※件名に助成金名、申請事業者名を入れてください。